

香川県条例第7号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例
 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年香川県条例第29号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(風俗営業に係る営業所の設置を制限する地域)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学校等(学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び図書館をいう。次号において同じ。)</u>の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。<u>同号</u>において同じ。)の周囲70メートル又は病院等(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。))をいう。<u>以下</u>同じ。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。<u>以下</u>同じ。)の周囲20メートルの区域内の第二種区域及び第三種区域</p> <p>(3) <u>学校等の敷地の周囲100メートル又は病院等の敷地の周囲50メートルの区域内の第四種区域</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(風俗営業に係る営業所の設置を制限する地域)</p> <p>第4条 法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>(1) 第一種区域</p> <p>(2) <u>学校若しくは図書館の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。次号において同じ。)</u>の周囲70メートル又は病院等(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。))をいう。<u>次号及び第10条において同じ。)</u>の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。<u>次号において同じ。)</u>の周囲20メートルの区域内の第二種区域及び第三種区域</p> <p>(3) <u>学校若しくは図書館の敷地の周囲100メートル又は病院等の敷地の周囲50メートルの区域内の第四種区域</u></p> <p>2・3 略</p>
<p>(風俗営業の営業時間の延長)</p> <p>第5条 <u>法第13条第1項ただし書の条例で定める時は、午前1時とする。</u></p> <p>2 <u>法第13条第1項第1号の習俗的行事その他の特別な事情のある日として</u>条例で定める日は、次の各号に掲げる日とし、<u>同号</u>の当該事情のある地域として条例で定める地域は、それぞれ当該各号に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 1月1日、12月30日及び<u>同月31日</u> 県内全域</p> <p>(2) 前号に掲げる日のほか、香川県公安委員会が告示により指定した日</p>	<p>(習俗的行事その他の特別な事情のある日等)</p> <p>第5条 法第13条第1項の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は、次の各号に掲げる日とし、<u>同項</u>の当該事情のある地域として条例で定める地域は、それぞれ当該各号に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 1月1日、12月30日及び<u>12月31日</u> 県内全域</p> <p>(2) 前号に掲げる日のほか、香川県公安委員会が告示により指定した日</p>

香川県公安委員会が告示により指定した地域及びその他の地域であつて次項各号に掲げるもの

3 接待飲食等営業、まあじやん屋及び法第2条第1項第5号の営業につき法第13条第1項第2号の午前0時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

(1)・(2) 略

(風俗営業の営業時間の制限)

第6条 法第2条第1項第4号の営業(まあじやん屋を除く。)を営む風俗営業者は、県内全域において、午前6時後午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前0時前(当該翌日が前条第2項各号に掲げる日に該当する場合における当該各号に掲げる地域については、午前1時まで)の時間においては、その営業を営んではならない。

(風俗営業に係る騒音及び振動の数値)

第7条 略

香川県公安委員会が告示により指定した地域及びその他の地域であつて第3項各号に掲げるもの

2 法第13条第1項の条例で定める時は、午前1時とする。

3 接待飲食等営業、まあじやん屋及び法第2条第1項第8号の営業につき法第13条第1項の午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 高松市の区域のうち、福田町、常磐町1丁目、常磐町2丁目、瓦町1丁目、瓦町2丁目、古馬場町、御坊町、今新町、大工町、百間町、片原町、田町(主要地方道中徳三谷高松線以南の区域を除く。)、内町、古新町(国道30号以西の区域を除く。)、鍛冶屋町、丸亀町、南新町及び亀井町の区域

(2) 丸亀市の区域のうち、葭町(県道丸亀港線以東の区域のうち、市道葭町風袋町1号線以北の区域を除く。)、米屋町、魚屋町、富屋町、浜町(市道福島南条町線以東の区域のうち同市道の東側の境界線から幅30メートル以内の区域及び同市道以西の区域を除く。)、塩飽町、大手町3丁目(主要地方道丸亀詫間豊浜線、市道大手町東西2号線及び市道大手町南北4号線により囲まれた区域を除く。)、通町及び南条町(主要地方道丸亀詫間豊浜線、市道福島南条町線、市道南条町東西線及び市道南条町浜町線により囲まれた区域、主要地方道丸亀詫間豊浜線、市道中府南条町線、市道城西町中府1号線及び市道城乾小学校東線により囲まれた区域並びに市道南条町東西線以北の区域のうち、市道福島南条町線の東側の境界線から幅30メートル以内の区域を除く。)の区域

(風俗営業の営業時間の制限)

第6条 法第2条第1項第7号の営業(まあじやん屋を除く。)を営む風俗営業者は、県内全域において、日出時から午前9時まで及び午後11時から翌日の午前0時(当該翌日が前条第1項各号に掲げる日に該当する場合における当該各号に掲げる地域については、午前1時)までの時間においては、その営業を営んではならない。

(風俗営業に係る騒音及び振動の数値)

第7条 法第15条の騒音に係る条例で定める数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる数値とする。

(風俗営業者の行為の制限)

第8条 略

2 前項に定めるもののほか、法第2条第1項第4号又は第5号の営業を営む風俗営業者の行為についての法第21条の条例で定める制限は、次のとおりとする。

(1) 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

(2) 略

3 前2項に定めるもののほか、法第2条第1項第4号の営業(まあじやん屋を除く。)を営む風俗営業者の行為についての法第21条の条例で定める制限は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

4 略

(法第2条第1項第5号の営業を営む者の行為の制限)

第9条 法第2条第1項第5号の営業を営む者の行為についての法第22条第2項の条例で定める制限は、午後6時以後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせないこととする。ただし、保護者が同伴する16歳未満の者については、この限りでない。

(店舗型性風俗特殊営業等の営業時間の制限)

第12条 法第28条第4項に規定する店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業を営む者は、県内全域において、深夜においては、その営業を営んではならない。

地 域	数 値		
	昼 間	夜 間	深 夜
第一種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第三種区域 第四種区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

2 法第15条の振動に係る条例で定める数値は、55デシベルとする。

(風俗営業者の行為の制限)

第8条 略

2 前項に定めるもののほか、法第2条第1項第7号又は第8号の営業を営む風俗営業者の行為についての法第21条の条例で定める制限は、次のとおりとする。

(1) 営業所でと博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

(2) 略

3 前2項に定めるもののほか、法第2条第1項第7号の営業(まあじやん屋を除く。)を営む風俗営業者の行為についての法第21条の条例で定める制限は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

4 略

(ゲームセンター等への立入り制限に係る年齢及び時)

第9条 法第22条第5号の条例で定める年齢は、16歳とし、同号の条例で定める時は、午後6時とする。

(店舗型性風俗特殊営業等の営業時間の制限)

第12条 法第28条第4項に規定する店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業を営む者は、県内全域において、午前0時から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない。

(性風俗関連特殊営業の広告又は宣伝を制限する地域)

第13条 略

(特定遊興飲食店営業に係る営業所の設置が許容される地域)

第14条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、第5条第3項各号に掲げる地域（病院等の敷地の周囲20メートルの区域内の第二種区域を除く。）とする。

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第15条 特定遊興飲食店営業者は、県内全域において、午前6時後午前9時までの時間においては、深夜から引き続きその営業を営んではならない。

(深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の数値)

第16条 法第31条の23において準用する法第15条の騒音に係る条例で定める数値は、第7条第1項の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる深夜の欄に掲げる数値とする。

2 法第31条の23において準用する法第15条の振動に係る条例で定める数値は、55デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の行為の制限)

第17条 特定遊興飲食店営業者の行為についての法第31条の23において準用する法第21条の条例で定める制限は、次のとおりとする。

- (1) 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は従業員若しくは客にこれらの行為をさせないこと。
- (2) 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- (3) 営業中において、営業所の出入口及び営業所外に直接通ずる客室の出入口に施錠をし、又はさせないこと。
- (4) 営業所で店舗型性風俗特殊営業を営み、又は営ませないこと。
- (5) 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- (6) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業を営まないこと。
- (7) 午後6時以後午後10時前の時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせないこと。ただし、保護者が同伴する18歳未満の者については、この限りでない。

(性風俗関連特殊営業の広告又は宣伝を制限する地域)

第12条の2 略

(深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の数値)
 第18条 略

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)
 第19条 略

(風俗環境保全協議会を置く地域)
 第20条 法第38条の4第1項の条例で定める地域は、第5条第3項各号に掲げる地域とする。

(公安委員会規則への委任)
 第21条 略

(深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の数値)
 第13条 略

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)
 第14条 略

(公安委員会規則への委任)
 第15条 略

(香川県警察関係手数料条例の一部改正)
 第2条 香川県警察関係手数料条例(平成12年香川県条例第4号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前														
(手数料の額) 第2条 略			(手数料の額) 第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく事務 別表第1 (2)～(12) 略														
別表第1 (第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 風俗営業許可申請手数料</td> <td>(1) ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下この表において「令」という。)第8条に規定する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			種別	区 分	金 額	1 風俗営業許可申請手数料	(1) ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下この表において「令」という。)第8条に規定する		別表第1 (第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 風俗営業許可申請手数料</td> <td>(1) ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下この項において「令」という。)第7条に規定する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			種別	区 分	金 額	1 風俗営業許可申請手数料	(1) ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下この項において「令」という。)第7条に規定する	
種別	区 分	金 額															
1 風俗営業許可申請手数料	(1) ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下この表において「令」という。)第8条に規定する																
種別	区 分	金 額															
1 風俗営業許可申請手数料	(1) ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下この項において「令」という。)第7条に規定する																

	<p>営業について風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この表において「法」という。）第3条第1項の許可（以下この項並びにこの表の備考第1号及び第2号において単に「許可」という。）を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定（以下この表（備考を除く。）において単に「認定」という。）を受けた遊技機以外の遊技機（以下この表において「未認定遊技機」という。）がないとき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) ぱちんこ屋又は令第8条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。</p> <p>(3) ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p> <p>ア・イ 略</p>	
2～9 略		
10 遊技機認定申請手数料	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 略</p>	

	<p>営業について風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この表において「法」という。）第3条第1項の許可（以下この表において単に「許可」という。）を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定（以下この表（備考を除く。）において単に「認定」という。）を受けた遊技機以外の遊技機（以下この表において「未認定遊技機」という。）がないとき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) ぱちんこ屋又は令第7条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。</p> <p>(3) ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p> <p>ア・イ 略</p>	
2～9 略		
10 遊技機認定申請手数料	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) (1)及び(2)の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合</p> <p>ア ぱちんこ遊技機</p>	

	<p>(ア) 入賞を容易にするための装置であって令第14条の表1の項の国家公安委員会規則で定めるもの（以下この表において「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> <p>a・b 略 (イ)・(ウ) 略 イ～オ 略</p>	
11～17 略		
18 性風俗関連特殊営業届出確認書再交付手数料		略
19 特定遊興飲食店営業許可申請手数料	<p>(1) 3月以内の期間を限って営む営業</p> <p>(2) その他の営業</p>	<p>1件につき14,000円</p> <p>1件につき24,000円</p>
20 特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料		1件につき1,100円
21 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料		1件につき8,600円
22 特定遊興		1件につき11,000円

	<p>(ア) 入賞を容易にするための装置であって令第10条の2の表1の項の国家公安委員会規則で定めるもの（以下この表において「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> <p>a・b 略 (イ)・(ウ) 略 イ～オ 略</p>	
11～17 略		
18 性風俗関連特殊営業届出確認書再交付手数料		略

飲食店営業 法人合併承 認申請手数料		
23 特定遊興 飲食店営業 法人分割承 認申請手数料		1件につき11,000円
24 特定遊興 飲食店営業 所構造・設 備変更承認 申請手数料		1件につき9,900円
25 特定遊興 飲食店営業 許可証書換 え手数料		1件につき1,400円
26 特例特定 遊興飲食店 営業者認定 申請手数料		1件につき13,000円
27 特例特定 遊興飲食店 営業者認定 証再交付手 数料		1件につき1,100円
28 特定遊興 飲食店営業 所管理者講 習手数料		1時間につき650円

備考

1～8 略

9 法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可（以下この

--	--	--

備考

1～8 略

表において単に「許可」という。)を受けようとする者が同時に他の許可を受けようとする場合にあつては、当該他の許可に係る特定遊興飲食店営業許可申請手数料の額については、それぞれ19の項(1)又は(2)に定める額から8,000円を減じた額とする。

10 法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合にあつては、当該許可に係る特定遊興飲食店営業許可申請手数料の額については、それぞれ19の項(1)又は(2)に定める額に6,800円を加算した額とする。

11 法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認を受けようとする者が同時に他の同項の規定に基づく承認を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の規定に基づく承認に係る特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料の額については、21の項に定める額から4,800円を減じた額とする。

12 法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認を受けようとする者が同時に他の同項の規定に基づく承認を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の規定に基づく承認に係る特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料の額については、22の項に定める額から7,700円を減じた額とする。

13 法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認を受けようとする者が同時に他の同項の規定に基づく承認を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の規定に基づく承認に係る特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料の額については、23の項に定める額から7,700円を減じた額とする。

14 法第31条の23において準用する法第10条の2第1項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定を受けようとする者が同時に他の同項の規定に基づく認定を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の規定に基づく認定に係る特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料の額については、26の項に定める額から3,000円を減じた額とする。

(香川県迷惑行為等防止条例の一部改正)

第3条 香川県迷惑行為等防止条例(昭和38年香川県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(街頭等における景品買い行為の禁止)</p> <p>第6条 何人も、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第1項第4号</u>の営業（まあじやん屋を除く。以下「ぱちんこ屋等」という。）の営業所又はその付近において、ぱちんこ屋等の営業者が遊技客に賞品として交付した物品を転売するため又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は遊技客につきまとして、その物品を買い、又は買おうとしてはならない。</p>	<p>(街頭等における景品買い行為の禁止)</p> <p>第6条 何人も、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第1項第7号</u>の営業（まあじやん屋を除く。以下「ぱちんこ屋等」という。）の営業所又はその付近において、ぱちんこ屋等の営業者が遊技客に賞品として交付した物品を転売するため又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は遊技客につきまとして、その物品を買い、又は買おうとしてはならない。</p>

附 則

- 1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条第1項の改正規定 公布の日
 - (2) 第2条中香川県警察関係手数料条例別表第1の1の項(1)の改正規定（「第7条」を「第8条」に改める部分を除く。）、同表に19の項を加える改正規定及び同表の備考に第9号を加える改正規定並びに次項の規定 平成28年3月23日
- 2 平成28年3月23日から同年6月22日までの間における第2条の規定による改正後の香川県警察関係手数料条例別表第1の備考第9号の規定の適用については、同号中「法」とあるのは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第2条第1項の規定に基づき同法第2条の規定による改正後の法」とする。